

別表

区 分	補助対象経費	補助対象外経費
賃金	事業実施のために事務員等を雇用契約により雇用する場合の 人件費	補助事業②「人材育成の取組み」 (研修等)の場合は、補助対象外
報償費	研修会の外部講師への謝金等	申請団体構成員及び有償ボランティアの人件費としての謝金は 補助対象外
旅費	事業に伴う移動等に要する経費	イベント、研修等参加者の旅費は 補助対象外
需用費	事業遂行に伴う事務用品等の物 品等に要する経費	・ イベント等参加者への記念品 や景品、講師への記念品やお土 産代は補助対象外 ・ 交付決定事業以外でも利用可 能な備品や電化製品の購入費 は補助対象外
役務費	事業遂行上必要なサービス提供 の対価として支出する経費	団体の通常業務と明確に区別で きない経費は補助対象外
使用料及び賃 借料	事業遂行上必要な施設、物品又 は権利の使用に係る経費	申請団体構成員等が所有する事 業所や施設の一室を利用する場 合の会議室使用料等は補助対象 外
委託料	事業の一部の委託に要する経費	申請団体構成員等への委託料は 補助対象外

※ 1 : 事業内容や成果物に比して著しく高額である等、社会通念上疑義が生じる経費は補助対象外とする。

※ 2 : その他知事が不適当と認める経費は補助対象外とする。